

## 日高市手話言語条例

手話は、音声言語である日本語と異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現し、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として、手話を必要とする人たちが長年にわたって大切に育んできた言語です。

こうした中、平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約や平成23年に改正された障害者基本法において、手話は言語として位置づけられました。

このような中、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解を深め、手話を必要とする人が、安心して暮らすことができる環境を整えられるよう、日高市の障害者福祉計画の基本理念である「共に生き、しあわせを感じる社会を目指して」の精神にのっとり、この条例を制定するものです。

### (目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解等に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を推進することにより、手話を必要とする人の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して暮らすことができる共生社会の実現に寄与することを目的とするものとする。

### (基本理念)

第2条 手話に対する理解及び手話の普及の促進その他手話を必要とする人が安心して暮らすことができる環境の整備は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話を必要とする人の権利を尊重することを基本として行われなければならない。

### (市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話を使用しやすい環境の整備等のために必要な施策を推進するものとする。

### (市民及び事業者の役割)

第4条 市民及び事業者は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

### (施策の推進)

第5条 市は、次に掲げる施策について総合的に推進するものとする。

- (1) 手話に対する理解及び手話の普及の促進に関する施策
- (2) 手話による情報の取得及び提供に関する施策
- (3) 手話と親しみ、学ぶ機会の確保に関する施策

(4) 手話通訳者の養成その他手話による意思疎通の支援に関する施策

2 市は、前項の規定による施策の策定及び推進について、手話を必要とする人その他関係者の意見を聴くための協議の場を設けるものとする。

(災害時の対応)

第6条 市は、災害時における手話による情報の収集及び提供並びに意思疎通の支援に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。